



介護・福祉

介護保険

問 総合保健福祉会館「さわやかホール」内 介護福祉課 ☎54-6663 FAX54-5324

介護保険とは

介護保険制度は、高齢者の介護を家族や一部の方々に任せるのではなく、社会全体で支えるしくみを創り出すという目的で創設されました。

加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、介護サービスを利用する制度です。

介護のしくみ

加入者(被保険者)

40歳以上の方が加入します。

65歳以上の方
(第1号被保険者)



40歳～64歳の医療保険加入者
(第2号被保険者)



かかった費用の1割負担
(所得により変わる場合があります。)

サービスの提供

サービス提供機関

民間事業者の参入により、
多様なサービスを提供します。
在宅サービス・施設サービス

保険料

- 年金から差し引き
- 個別納付

国民健康保険、
職場の健康保険
など

保険料

社会保険診療
報酬支払基金

サービス提供費用の請求

審査・支払(9割)

市町村(保険者)

お住まいの市町村が運営し、
住民の声をサービスに反映します。

介護保険の財源

保険料と公費を財源として
安定的な運営を行います。

保険料	
第1号被保険者分	23%
第2号被保険者分	27%

公費	
国	25%
都道府県	12.50%
市町村	12.50%

(以下は広告スペースです)

「じぶん」らしく、
きらめく。

明るく、家庭的な雰囲気の中で
真心こもったケアを提供します。

いつでも
見学
できます

地域密着型認知症対応型共同生活介護
グループホーム 煌めき

北葛城郡広陵町南郷 417-1
☎0745-44-8880
受付時間 9時～17時

利用者募集中!

就労継続支援 B 型事業所
わーくさぽーと・els

あなたの「働きたい」を応援します!

働くこと、それは
「なりたい自分に近づく」ひとつの方法です。
誰でもみんな、働くことで人生を切り開く
パワーを感じることができるはず。です。
あなたの「やってみたい!」を
私たちと一緒に見つけてみませんか?

Tel:090-5978-1878
北葛城郡広陵町笠 287-1

デイサービスセンター
こもれび

要支援1・2、要介護1～5に認定された方に
日帰りでの食事や入浴、リハビリレクリ
エーション等を介護保険サービスで受ける
ことができます。

理学療法士によるリハビリに特化したサービス
見学随時 お気軽にお問い合わせください

広陵町沢396-1
☎(0745)58-2883

リハビリ処
FreeStyle

体も心も元気になってもらいたい。

リハビリを重点においたサービスで、ご自宅での生活を
もっと快適に過ごしていただくためのお手伝いをいたします。
個々の症状に合わせてリハビリ、ストレッチなども組み合わせ、
時間をかけてしっかりとケアを行っています。

見学・体験無料

お問合せ・ご相談はお気軽に
TEL.0745-49-0031

北葛城郡広陵町南郷 417-4

介護老人保健施設
かぐやの里

社会福祉法人 輝家会

いそいそと生きる
かくやの里では、
看護や介護を必要とする方を、
生きがいのある
自立した日々の生活を目標として
在宅復帰できるように
サポートいたします。

広陵町大字三吉1799番地の1
TEL 0745-58-2223
https://kaguyanosato.jp/

社会福祉法人 やまびこ会
特別養護老人ホームさみた

『全ての方々の「縁」に感謝し、「和」の心で
皆様と共に成長できるような努めます』

奈良県北葛城郡河合町佐味田 198 番地 1
TEL 0745-58-3000 / FAX 0745-58-3002

介護老人保健施設
ぬくもり広陵

広陵町馬見北 5-13-11
☎0745-54-2077

地域に根差した
医療・介護と
生活リハビリを!!

Nukumori Group
医療法人 誠安会

奈良東病院グループが運営

ご相談受付中!

認知症高齢者グループホーム
ふれあい広陵

入居保証金：100,000円
月額利用料：129,000円
介護保険自己負担分、夏季・冬季加算
理美容代、オムツ代
その他嗜好品等別途必要

所在地：奈良県北葛城郡広陵町三吉28-1
0745-54-1235

介護付有料老人ホーム
エバーライフ香芝

入居金：0円
月額利用料：194,700円
ここからさらに家賃値引きあり
介護保険自己負担分、オムツ代、
その他嗜好品等別途必要

所在地：奈良県香芝市高206番
0745-71-7722

介護サービスの利用対象者

●**65歳以上の方(第1号被保険者)**
原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要となった場合に認定を受けることでサービスが利用できます。

●**40歳～64歳の方(第2号被保険者)**
加齢による病気など(特定疾病)が原因で、介護や支援が必要となった場合に認定を受けることでサービスが利用できます。

特定疾病には、次の16の疾病が定められています。
初老期における認知症／脳血管疾患／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病／多系統萎縮症／閉塞性動脈硬化症／慢性閉塞性肺疾患／関節リウマチ／後縦靭帯骨化症／脊柱管狭窄症／骨折を伴う骨粗鬆症／糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害／早老症／両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症／がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

介護サービスを利用するには

①申請

介護サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。

窓口は介護福祉課介護保険係で本人や家族のほか指定居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 医療情報のお知らせまたは資格確認書等(第2号被保険者の場合)

②認定調査(訪問調査)・主治医の意見書

③審査・認定

一次判定(コンピュータ判定)の結果と訪問調査時の特記事項、主治医の意見書をもとに二次判定として、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

④認定結果の通知

認定結果をもとに、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し介護サービスを利用できます。詳細は介護福祉課介護保険係までお問い合わせください。

介護保険で使えるサービス

●**在宅サービス** ※要介護(要支援)状態区分によって利用できないサービスもあります。

自宅を訪問してもらってサービスを受けたい方は

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ・訪問入浴介護 ・ 居宅療養管理指導
- ・訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション

日帰りで施設に通ってサービスを受けたい方は

- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション

病気や旅行などで一時的に介護できないときに施設でサービスを受けたい方は

- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護

その他のサービス

- ・福祉用具の貸与 ・ 住宅改修
- ・地域密着型サービス ・ 特定福祉用具販売
- ・特定施設入居者生活介護

●**施設サービス** ※要介護(要支援)状態区分によって利用できないサービスもあります。

- ・介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設
- ・介護医療院

●**地域密着型サービスとは**

住み慣れた地域で生活を続けるために受けられる、地域の特性に応じたサービスです。

原則として他の市町村のサービスは受けられません。※事業所の指定状況により利用できないサービスもあります。

<主なサービス>

認知症の方を対象としたサービス

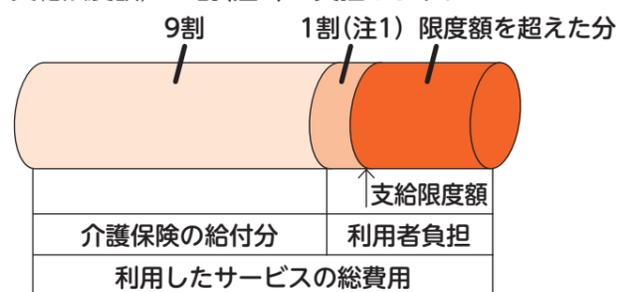
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

小規模な通所介護

- ・地域密着型通所介護

サービスを利用するときの負担

サービスを利用するときは、かかった費用(上限が支給限度額)の1割(注1)を負担します。



1か月のサービス利用額のめやす

介護保険では介護状態区分による利用限度内のサービスを受けることができます。

利用にかかる費用の1割(注1)が自己負担となります。(施設サービスにおける食費や居住費・理美容・娯楽費などの日常生活費は全額自己負担となります。)※低所得者の方は、所得に応じて自己負担の上限が設けられ、負担軽減を行う施策があります。

利用限度額(月額)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額とは別の居宅サービス

- ・福祉用具購入費…1年間10万円
 - ・住宅改修費………1人につき(原則)20万円
- (注1)所得状況などにより、利用者負担割合が変更される場合があります。

利用者負担の割合の決まり方

①②を両方を満たす場合 3割	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の方の[年金収入+その他の合計所得金額]が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
3割負担以外の方で ①②を両方満たす場合 2割	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の方の[年金収入+その他の合計所得金額]が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の方

高額介護(予防)サービス費

在宅サービスや施設サービスにかかる利用者負担の1か月の合計金額が下表の金額を超えた場合は、超えた分について高額介護(予防)サービス費を支給し、負担を軽くします。

区分	限度額
課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

※同一世帯に要介護認定を受け、サービスを利用する高齢者が複数いる場合、それぞれ同じ月の利用者負担を合算した金額が上表の額を超えた場合、超えた分について高額介護(予防)サービス費を支給します。

高額医療・高額介護合算制度

医療と介護保険の自己負担が高額になった世帯への負担を軽減するため、双方の費用を合算することができます。

医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後、年間(8月から翌年7月)の自己負担額を合算して限度額が下表の金額を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

所得区分	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方 ★1

所得区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上690万円未満	141万円
課税所得 145万円以上380万円未満	67万円
一般(市区町村住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市区町村住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

※所得とは、基礎控除後の総所得金額等をいいます。

- ★1 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。
- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
- 医療保険が異なる場合は合算できません。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が行う介護予防の取り組みです。

●**介護予防・生活支援サービス事業**

これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、多様なサービスを実施します。

訪問型サービス

介護予防訪問型サービス

通所型サービス

介護予防通所型サービス

介護予防運動機能向上サービス

介護予防ミニデイサービス

短期集中予防サービス

訪問型プログラム

通所型プログラム

●**一般介護予防事業**

KEEPはつらつ教室

ミニ運動教室

出前講座

通いの場立ち上げ継続支援 他

地域包括支援センター

☎ 総合保健福祉会館「さわやかホール」内
☎54-6663 FAX54-5324

地域包括支援センターとは

保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

高齢者に関することで気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

地域包括支援センターの活動内容

地域包括支援センターでは、次のような活動をしています。

●高齢者に関する相談業務

高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援を行います。

●介護予防ケアプランの作成

事業対象者及び要支援1・2の方に対するケアプランを作成します。

●地域のケアマネジャーに対する支援

●介護予防に関する講座の開催

運動・口腔機能向上・栄養改善に関する教室や認知症予防に関する教室

●認知症に関する相談・支援

●成年後見制度に関する支援

●権利擁護事業に関する支援

●虐待防止ネットワークの構築

高齢者に対する虐待の防止を目的として、各種機関と連携しながら虐待防止に努めています。

●高齢者等徘徊SOSネットワークの構築

徘徊により行方不明となった方を、地域の協力を得て早急に発見できるよう関係機関の支援体制を構築しています。



社会福祉

☎ 総合保健福祉会館「さわやかホール」内 社会福祉課
☎55-6771 FAX54-5324

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民の身近な相談相手として子育て・介護などのさまざまな相談に応じ、助言・指導にあたる地域の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密は固く守られますので気軽にご相談ください。

お住まいの地域の民生委員・児童委員については、社会福祉課にお問い合わせください。

法律相談

毎月第3水曜日の午前に、弁護士による法律相談を行っています。

予約制で、毎月10日午前8時30分から社会福祉課で予約を受け付けています。

※休祝日により相談日、予約受付日に変更になる場合があります。

心の健康相談

さまざまな悩み事の相談を電話または来所によりお受けします。

相談内容によっては、専門機関をご紹介します。

心の健康相談室（☎54-0220）までお電話ください。

受付時間：月～金曜日（休祝日を除く）午前9時～午後5時

※カウンセリングは行っていません。

生活保護

生活保護制度は病気やけが、失業などさまざまな事情で生活に困ったとき、最低限度の生活ができるように国で決められた基準に基づいて、生活費や医療費などを援助するとともに、就労指導・支援など、自立助長を目的とする制度です。

生活保護は、生活困窮者がその利用できる資産、能力、その他のあらゆるものを活用することが前提となり、扶養義務者の扶養や、その他の法律による扶助は、生活保護法に優先すべきであることが定められています。

福祉事務所による面談や調査により認定の可否が判断されます。ご相談は社会福祉課でもお受けしています。

高齢者福祉事業

☎ 総合保健福祉会館「さわやかホール」内 介護福祉課
☎54-6663 FAX54-5324

一人暮らしや寝たきりの高齢者がおられる家庭や、日常生活を営むのに支障のある高齢者は必要に応じて次のサービスが受けられます。

軽度生活援助事業

軽度な日常生活上の援助を必要とする、概ね65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、生活援助員（広陵町シルバー人材センター）を派遣し日常生活の援助を行います（この事業は、介護保険法のサービス対象とならない援助を行うものです）。

利用者の費用は原則1割負担、利用限度は1か月20時間以内となっています。

緊急通報システム事業

概ね65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者で市町村民税非課税の方を対象に緊急通報装置による緊急時の通報および健康相談を行う事業を実施しています。

設置料金は無料で、通話料金は自己負担となっています。

訪問理美容サービス事業

在宅で介護を受けている要介護2から5の寝たきりの高齢者を対象に、委託業者が対象者宅を訪問し、散髪を行います。

利用回数は年2回で、自己負担はありません。

紙おむつ等支給事業

在宅の常時失禁状態のある一定の要件を満たす要介護高齢者に対し、家族の介護者などの負担になる紙おむつなどを支給します。

●「紙おむつ類」の無料回収 P70

食の自立支援事業

栄養状態の改善のため、食事の支援が必要とされる概ね65歳以上の方に対し、平日の昼食を定期的に配達します。利用者の安否確認にもなります。

利用料は、1食につき300円が自己負担となります。

障がい福祉

☎ 総合保健福祉会館「さわやかホール」内 社会福祉課
☎55-6771 FAX54-5324

手帳の交付

医師などの診断により、一定の障がいがあることが認められる方に手帳が交付されます。

手帳が交付されると各種福祉サービスを受けることができます。

●身体障がい者手帳

身体に一定の障がいがある方に交付され、障がいの程度により1～6級に区分されます。

（対象部位）視覚、聴覚、音声、言語、肢体不自由、内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸など）、免疫機能など

●療育手帳

知的障がいの方に交付されるものです。

障がいの程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作など年齢に応じて総合的に判定し、4段階に区分されます。

●精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方に交付されます。

障がいの程度により1～3級に区分されます。

介護給付

障がいの程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

（サービス種類）居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、療養介護など

訓練等給付

身体機能または生活能力の向上のための訓練や就労に繋がる支援を行います。

（サービス種類）自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホームなど

（以下は広告スペースです）

**自分に合った働き方を
探している方へ**

あなたのペースで働くことができます

自立心、協調性を養います

- 仕事の実習体験
- 日常生活のスキルの取得
- 良好な人間関係の構築
- 一般就労に向けた相談や支援計画作成

作業内容

- 餌づくり ● 袋づくり ● 箱づくり
- 生き物のお世話 ● 各種軽作業

就労継続支援 B 型 北葛城郡広陵町大塚 52-1

SWEET TEL 080-4853-1182 (玉)

障がい児通所給付

原則、18歳未満の児童に対し、通所による支援などを行います。
(サービス種類)児童発達支援、放課後等デイサービスなど

地域生活支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むことができるようさまざまな支援を行います。
(サービス種類)移動支援事業、日中一時支援事業、コミュニケーション支援事業など

自立支援医療

障がいに関する手術や通院加療に係る医療費を公費で負担します。

所得に応じて自己負担があります。

- 更生医療、育成医療
身体障がい者(児)が障がいの程度を軽くしたり、除去したり、障がいの進行を防ぐために必要とする医療に給付されます。
(例)ペースメーカー植込術、人工関節置換術、人工透析など
- 精神通院医療
精神疾患で継続的な通院加療が必要な方に給付されます。

補装具・日常生活用具

- 補装具
障がい者(児)が、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具である補装具の購入または修理に要した費用について一部を公費で負担します。
(例)義手、義足、車いす、補聴器など
- 日常生活用具
障がい者(児)等に対して、日常生活の便宜を図るための用具購入に要した費用について一部を公費で負担します。
(例)ストマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)、たん吸引器、情報・意思疎通支援用具、住宅改修など

医療費助成制度

問 保険年金課・社会福祉課

下表の各医療については、公費負担制度があります。
次の各要件に該当する方は、医療費の一部が助成されますので申請をしてください。

詳細

制度名	対象となる方	申請に必要なもの	申請先
心身障がい者医療	満1歳以上で身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方、または療育手帳の交付を受け、その程度がA1・A2である方 ※後期高齢者医療保険被保険者を除く	<input type="checkbox"/> 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳または療育手帳 <input type="checkbox"/> 所得課税証明(所得控除額がわかるもの)*1 ※転入された方のみ	保険年金課
重度心身障がい老人等医療	身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A1・A2をお持ちの後期高齢者医療保険被保険者、または満75歳以上の方でひとり親家庭等医療の該当者	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できるもの(通帳など) <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できるもの	
精神障がい者医療(一般)	精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方で、福祉医療制度*2を利用されていない方	<input type="checkbox"/> 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 所得課税証明(所得控除額がわかるもの) ※転入された方のみ	社会福祉課
精神障がい者医療(後期高齢者)	精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの後期高齢者医療保険被保険者で、福祉医療制度*2を利用されていない方	<input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できるもの(通帳など)	
精神障がい者医療(精神通院)	自立支援医療(精神通院医療)を利用されている方(社会保険の被保険者を除く)で、各医療費助成制度を利用されていない方 ※社会保険の被扶養者の場合は、所得制限があります。	<input type="checkbox"/> 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) <input type="checkbox"/> 自己負担上限額管理票 <input type="checkbox"/> 精神通院医療の領収書(原本) <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できるもの(通帳など)	社会福祉課

※対象となる方が、広陵町に住所を有しており、医療保険加入者であることが必要です。

*1 所得課税証明は、マイナンバー制度における情報連携により提出を省略できます。

*2 福祉医療制度とは、子ども医療・ひとり親家庭等医療・心身障がい者医療・重度心身障がい老人等医療費助成制度のことです。

社会福祉協議会

問 総合保健福祉会館「さわやかホール」内 社会福祉協議会 ☎55-8300 FAX55-6585

広陵町社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるために、地域の皆さん、福祉関係の機関・団体、関係行政の皆さんのご協力によって、さまざまな福祉サービスを提供しています。



社協ホームページはこちらから→

地域福祉事業

●家庭看護用品貸出事業(無償)

対象者 福祉用具が必要な方で、介護保険対象外の方

対象品目 ・電動ベッド ・車いす ・歩行器

●車いす対応車両貸出事業(無償)

重度の歩行機能障がいのため車いすなどの補助具を使用される方に、福祉施設、医療機関等の利用や社会活動のための移動手段として貸出します。

●給食サービス

ボランティアと民生・児童委員の協力により、地域のひとり暮らし高齢者宅へ毎月2回(12月は1回)、昼食のお弁当を届けるとともに安否確認を行います。

対象者 70歳以上の方で、ひとり暮らしをしておられ見守りが必要と思われる方

●福祉団体、ボランティアの活動支援

各種福祉団体の活動支援や、ボランティアを「していただける方」とボランティアを「探しておられる方」のマッチングや支援を行います。

●共同募金事業

毎年10月から翌年3月まで募金活動を行い、その配分金でさまざまな事業を行います。

- ひとり親家庭 親子ふれあい交流事業
- 慰問事業
- 社協イベント
- 「ふれあい・いきいきサロン」の運営支援
- 地域福祉委員の設置

●日赤募金事業

各義援金を受け付けています。また、町内で災害により被害にあわれた方に救済物資および弔慰金を支給します(給付条件あり)。

●日常生活自立支援事業

奈良県社会福祉協議会が実施主体となって行う事業で、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用における助言や手続きの援助、金銭の管理などを行います。

その他の制度

制度名	対象者
障がい福祉年金	・18歳以上で身体障がい者手帳1～3級、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳1～2級を所持されている方 ・18歳未満で身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する児童の保護者 ※手帳の等級などにより支給額が異なります。
福祉タクシー基本料助成	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・A2の所持者
紙おむつ等支給	在宅重度身体障がい者で、寝たきりかつ常時失禁状態にある方
重度身体障がい者理美容サービス	在宅重度身体障がい者で、寝たきり状態にある方
布団丸洗いサービス	在宅重度身体障がい者で、寝たきり状態にある方
特別障がい者手当	満20歳以上の在宅重度重複障がい者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする方(入所または長期入院の方を除く。) ※所得制限があります。
障がい児福祉手当	満20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方 ※所得制限があります。
心身障がい者扶養共済制度	知的障がいまたは身体障がい者手帳1～3級または同程度の障がいを有すると認められる者を扶養している65歳未満の方

●その他諸制度は、社会福祉課までお問合せください。